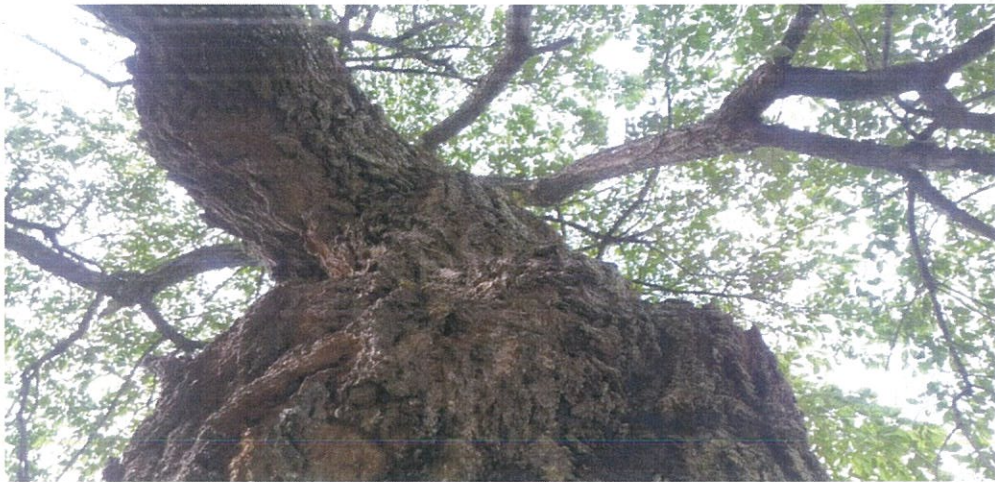


うごく
つながる

真田の郷まちづくり推進会議



<樹齢 300 年のしだれ桜>

設立総会

平成29年7月1日(土) 午後1時30分

真田中央公民館

PUPA

“さなぎ” <PUPA>… “さなぎ” の中ではいのちがゆっくり育まれています。
やがて、さなぎから外へ出て “いのち” が広く大きく育まれていく…。
私たちも、この組織も “さなぎ” です。ゆっくり育って さなぎから出て
広く いのちといのちが つながって、次のいのちへつないでいく…。
一つひとつの “いのち” を見ながら “あったかい” 夢を見てみたい

真田の郷まちづくり推進会議 設立総会 次第

■ 第一部 設立総会

- 1 開会
- 2 真田まちづくり準備会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 来賓紹介
- 5 経過報告
- 6 議長選出
- 7 議事
 - (1) 第1号議案 真田の郷まちづくり推進会議規約（案）について
 - (2) 第2号議案 役員及び評議員の選任について
 - (3) 第3号議案 平成29年度 事業計画（案）について
 - (4) 第4号議案 平成29年度 予算（案）について
- 8 議長退任
- 9 閉会

■ 第二部 記念講演

講師 信州大学 地域総合戦略推進本部 研究員 新雄太氏

演題 「これから求められる住民自治のあり方」

経過報告

1 はじめに

日本は、平成 20 (2008) 年をピークに人口減少に転じ、これから本格的な人口減少社会に突入するとの報告が政府から出されており、平成 27 (2015) 年の人口 1 億 2,709 万人が、50 年後の 2065 年には約 30% 減の 8,808 万人となるとの推計が公表されています。

上田市においても、平成 27 (2015) 年の 15 万 6 千人余の人口が、25 年後の 2040 年には 12 万 1 千人にまで減少し、65 歳以上の人口の割合は、4 割弱に達すると予測されています。(国立社会保障・人口問題研究所)

こうした人口減少社会の進行により、生産年齢人口の減少に伴う地域経済の縮小や税収の減少、地域コミュニティの担い手不足、現役世代・将来世代に対する年金への影響等が懸念される反面、高齢化に伴い医療や介護をはじめとした社会保障費の負担増が想定されます。

また、身近な地域社会では、生活の利便性が向上する一方で人と人とのつながりが希薄化し、地域コミュニティ（自治会等）の衰退が指摘されており、その維持が大きな課題となっています。長い歴史の中で培われてきた地域内での「住民共助」の機能や連携力の低下なども危惧され、新たな住民自治の仕組みの早急な確立が求められています。

2 地域内分権の確立に向けて

国においては、平成 7 年に地方分権推進法、平成 12 年には地方分権一括法が施行され、地方分権改革が始まりました。

この分権改革では、自治体の究極の行財政改革となる市町村合併が推進され、真田町も平成 18 年 3 月に、上田市、丸子町、武石村と対等の立場で地域のまとまりを大切にしながら地域全体の発展を目指す「分権型合併」を行い、新生上田市が誕生しました。

上田市では、合併以降「合併に対する住民の不安を払拭する体制づくり」、「住民の自治意識の高揚や市民協働の体制づくり」、「地域のまとまりを大切にしながら上田市全体の発展を目指す「分権型自治」実現の体制づくり」を段階的に進めてきており、現段階では、一定の地域内で住民がまちづくり組織（住民自治組織）をつくり、行政と連携・協力して地域課題の解決や地域の活性化に主体的に取り組み、地域の個性や特性が生かされたまちづくりを推進する、「地域内分権」の確立に向けた仕組みづくりに取り組んでまいりました。

3 真田地域の取組み

真田地域では、上田市が推進する「分権型自治」の基礎となる新たな住民自治の仕組みづくりに向け、平成28年3月に「真田まちづくり準備会」を設立しました。

準備会では、50年後も、100年後も「誇れる真田の郷」を子や孫たちに引き継ぐために、どのような仕組みを構築すべきか、先進地の取組みに学び、ワークショップや地域の多くの皆さんとの意見交換を行いながら、検討を進めてまいりました。

この結果、真田地域の新たな住民自治の仕組みとなる、地域住民が皆で話し合い、夢を描き、チャレンジしてまちづくりを行う組織、「真田の郷まちづくり推進会議」を設立する運びとなりました。

「真田の郷まちづくり推進会議」は、地域の生活や暮らしを支え、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践するために、地域で暮らす人々が中心となり、従来の自治・相互扶助の活動（守る組織）だけでなく、一步踏み出した活動（攻める組織）を行う、新たな住民自治の取り組みを展開してまいります。

まちづくり準備会 開催経過		
第1回	平成28年5月24日(火)	準備会で検討する課題について
第2回	6月28日(火)	設置目標・広報について
第3回	8月2日(火)	取り組み内容・工程表・今後の進め方
第4回	8月30日(火)	step1.現状と未来を考えよう
第5回	9月13日(火)	step2-1.まちの将来を想像してみようⅠ
第6回	9月27日(火)	step2-2.まちの将来を想像してみようⅡ
第7回	9月29日(火)	新潟県上越市 中郷区・板倉区
第8回	10月12日(火)	視察の振り返り・全国の事例研究
第9回	11月8日(火)	step3-1.真田地域の「住民自治組織」の形Ⅰ
第10回	11月22日(火)	step3-2.真田地域の「住民自治組織」の形Ⅱ
第11回	12月6日(火)	step4-1.誰が何を担えるのかⅠ
第12回	12月20日(火)	step4-2.誰が何を担えるのかⅡ
第13回	平成29年1月24日(火)	「住民自治組織」設立に向けての対話会Ⅰ
第14回	2月7日(火)	「住民自治組織」設立に向けての対話会Ⅱ
第15回	2月21日(火)	「住民自治組織」設立に向けての対話会Ⅲ
第16回	3月7日(火)	「住民自治組織」設立に向けての対話会Ⅳ
第17回	3月23日(木)	「住民自治組織」設立に向けての対話会Ⅴ
第18回	4月3日(火)	住民自治の仕組みについて検討
第19回	5月9日(火)	住民自治組織の規約について
第20回	5月23日(火)	住民自治組織の規約について
第21回	6月20日(火)	総会について

第1号議案

真田の郷まちづくり推進会議規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、真田の郷まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 この推進会議は、真田地域の住民が主体的に組織し、地域課題の自主的な解決や地域の個性や特性を生かし、誰もがいきいきと暮らせる魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（事業区域）

第3条 この推進会議の事業区域は、真田地域の範囲とする。

（会員）

第4条 この推進会議の会員は、真田地域の住民並びに真田地域で活動する各種団体及び事業所とする。また、区域外の個人や団体等で、この推進会議の目的に賛同する者も会員になることができる。

（事業）

第5条 この推進会議は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）まちづくり計画の策定に関する事業。
- （2）地域内外の市民交流に関する事業。
- （3）自然環境の保全に関する事業。
- （4）交通対策に関する事業。
- （5）防災、防犯、交通安全に関する事業。
- （6）農林業の振興に関する事業。
- （7）商工観光業の振興に関する事業。
- （8）特産品の振興に関する事業。
- （9）健康づくり、スポーツ振興に関する事業。
- （10）児童、高齢者、障がい者福祉に関する事業。
- （11）子育て支援、教育に関する事業。
- （12）青少年健全育成に関する事業。
- （13）歴史、文化に関する事業。
- （14）広報、情報収集、情報発信に関する事業。
- （15）その他、目的達成に必要な事業。

(事務所)

第6条 この推進会議の事務所は、真田地域内に置く。

第2章 役員

(役員の種類及び定数)

第7条 この推進会議には、次の役員を置く。

(1) 理事 20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を会計とする。

(役員を選任及び解任)

第8条 理事及び監事は、会員の中から選任するものとし、評議員会の決議によって選任及び解任する。

2 会長、副会長及び会計は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務)

第9条 理事は、理事会を構成し、この推進会議の目的達成のため職務を執行する。

2 会長は、この推進会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会計は、この推進会議の会計経理事務を担当する。

5 監事は、この推進会議の会計及び事業の執行を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 理事会

(構成)

第11条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第12条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この推進会議の業務執行の決定。

(2) 評議員の選定

(3) 会長、副会長及び会計の選定及び解職

(招集)

第13条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第14条 理事会に議長を置き、議長は会長とする。

(理事以外の出席)

第15条 会長は、必要に応じて理事以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第16条 この推進会議に評議員25人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員は、真田地域に住所を有する者のうちから選任するもとし、理事会において選任及び解任する。

2 評議員は、役員を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について協議し決議する。

- (1) 規約の改廃及び決定に関すること
- (2) 役員の選任、解任並びに役員及び評議員等の報酬に関すること
- (3) 事業計画及び予算に関すること

- (4) 事業報告及び決算に関すること
- (5) 助成金、交付金の使途に関すること
- (6) まちづくり計画等の地域計画の策定に関すること
- (7) 会の運営及び事業に関する重要な事項
- (8) その他必要と思われる事項に関すること

(招集)

第21条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 評議員総数の4分の1以上から、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は速やかに評議員会を招集しなければならない。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、出席した評議員から選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 部会及び運営委員会

(部会及び運営委員会)

第25条 この推進会議には、必要に応じて部会及び運営委員会を置くことができる。

- 2 部会は、専門事項について、この推進会議の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

- 3 運営委員会は、この推進会議が計画する事業の実践及び運営等に参画する。

第7章 まちづくり懇談会

(まちづくり懇談会の開催)

第26条 この推進会議は、地域の総意の反映と、民主的で透明性を持って運営するために、多くの会員が出席するまちづくり懇談会を年一度以上開催しなければならない。

- 2 まちづくり懇談会は、会長が開催する。

- 3 会長は、まちづくり懇談会の開催に際し、多くの会員が出席できるよう努めなければならない。
- 4 まちづくり懇談会の開催方法等については、理事会において計画するものとする。
- 5 懇談内容は、推進会議の運営において尊重するものとする。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第27条 この推進会議に事務局を置くことができる。

2 事務局の職員は、会長が任免する。

第9章 会計及び監査

(経費)

第28条 この推進会議の会計は、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 この推進会議の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度の開始前に会長が作成し、理事総数（現在数）の過半数の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第30条 この推進会議の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が監事の監査を受けた上で、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第31条 この推進会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第32条 この推進会議の会計に関しては、上田市住民自治組織交付金要領の基準に準拠するほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(会計帳簿の整備)

第33条 この推進会議は、推進会議の収入及び支出を明らかにするために、会計に関する帳簿及び関係書類を整備する。

- 2 会員による帳簿等の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第34条 監事は、会計年度が終了後、速やかに監査を実施し、その結果を理事会及び評議員会に報告する。

第10章 その他

(雑則)

第35条 この規約に定めるもののほか、この推進会議に必要な規則等に関しては会長が理事会及び評議員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は推進会議の設立の日から施行する。

(設立時の会員)

- 2 この推進会議の設立時の会員は、第4条の規定にかかわらず、真田まちづくり準備会が依頼した自治会及び各種団体の代表者とする。

(設立時の役員の任期)

- 3 この推進会議の設立時の役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(設立時の評議員の任期)

- 4 この推進会議の設立時の評議員の任期は、第18条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

真田の郷まちづくり推進会議 役員(案)

(任期:平成29年7月1日～平成31年3月31日)

役職	氏名	選出区分
会長	宮下 俊哉	準備会推薦
理事	池上 幸恵	準備会推薦
理事	今川 純一	準備会推薦
理事	加々美 貴代	準備会推薦
理事	小山 修治	準備会推薦
理事	城間 友子	準備会推薦
理事	坂口 純一	準備会推薦
理事	佐納 良裕	準備会推薦
理事	清水 裕人	準備会推薦
理事	多田 郷士	準備会推薦
理事	中島 拓生	準備会推薦
理事	本間 恵	準備会推薦
理事	間藤 まりの	準備会推薦
理事	矢島 孝浩	準備会推薦

監事	佐藤 友則	準備会推薦
監事	若林 政夫	準備会推薦

真田の郷まちづくり推進会議 評議員(案)

(任期:平成29年7月1日～平成30年3月31日)

役職	氏名	選出区分
評議員	一之瀬 勤	準備会 地域協議会(個人依頼)
評議員	倉島 秀紀	地域協議会(長地区自治会連合会)
評議員	倉嶋 幸雄	地域協議会(本原地区自治会連合会)
評議員	駒村 厚子	地域協議会(真田地域健康推進委員会)
評議員	齋藤 恵	地域協議会(真田地域保育所連合保護者会)
評議員	関 千恵子	準備会 地域協議会(真田地区民生児童委員協議会)
評議員	高寺 由美子	準備会 地域協議会(農村女性ネットワークさなだ)
評議員	竹倉 征祠	地域協議会(真田地域長寿会)
評議員	竹村 尚美	準備会 地域協議会(さなだ共同参画ネットワーク)
評議員	鶴岡 政明	地域協議会(長地区自治会連合会(菅平))
評議員	長崎 理恵子	準備会 地域協議会(公募)
評議員	西牧 真吾	準備会 地域協議会(真田地区PTA連絡会)
評議員	藤澤 累美子	準備会 地域協議会(上田市体育協会真田町体育協会)
評議員	本田 寿子	準備会 地域協議会(真田町文化協会)
評議員	松本 規男	準備会 地域協議会(菅平高原観光協会)
評議員	丸山 恵子	準備会 地域協議会(公募)
評議員	宮島 国彦	準備会 地域協議会(個人依頼)
評議員	山宮 徳男	地域協議会(傍陽地区自治会連合会)
評議員	若林 正徳	準備会 地域協議会(真田町商工会)

第3号議案

平成29年度 真田の郷まちづくり推進会議 事業計画（案）

1 組織基盤の整備

真田の郷まちづくり推進会議の初動に伴い、平成30年度、更にその先に向けた組織的運営ができるよう、組織体制及び事務機能を含めて組織基盤の整備を行います。

2 地域まちづくり計画の策定

真田の郷まちづくり推進会議では、真田地域の住民の生活や暮らしを支えるため、また、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践するために、事業計画などを盛り込んだ地域まちづくり計画を策定します。

3 人材育成事業

地域まちづくり計画策定のため、また事業推進を担う地域人材を育成する事業を行い、地域住民が主体となって活動するための『人』をふやし、活動の広がりをつくります。

また、広報手段の研究を行い地域内外に活動を周知と理解を深め地域人材づくりを行います。

4 地域づくり活動支援

真田の郷まちづくり推進会議では、地域の特色を生かした住民自らが行う地域づくり活動に対し、連携・協力した活動や支援を展開します。

議案第4号

平成29年度 真田の郷まちづくり推進会議予算書(案)

収入総額	5,005,000	円
支出総額	5,005,000	円
差引金額	0	円

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	説明
1 交付金	5,000,000	上田市からの交付金
2 寄付金賛助金	1,000	
3 会費収入	1,000	
4 助成金	1,000	
5 事業収入	1,000	
6 雑収入	1,000	利子、その他
合計	5,005,000	

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	説明
1 運営費	3,104,000	会議費、通信費、備品購入費、人件費など
2 事業費	1,900,000	まちづくり計画策定、地域振興活動事業など
3 予備費	1,000	
合計	5,005,000	